

目黒区都市計画審議会会議録

平成27年度 第6回(253回)

[平成28年3月7日]

平成27年度第6回(253回)目黒区都市計画審議会会議録

【発言】

【発言要旨】

(欠席委員 屋井委員ほか3名。)

会長 会議録の署名委員は私と広吉委員。議題に入る。本日は1件の報告がある。

会長 議題「風営法の改正に伴う地区計画の一部変更について(原案)」を事務局から説明を。

区 ~説明~

会長 それでは、意見・質問があれば発言を。

委員 今回指定された当該地区計画の中に現在ダンスクラブや駅前でダンス教室を営業しているものの確認はできているか。

区 今回の風俗営業の中で規制されている施設は、ダンス教室ではなくダンスホールである。資料1の裏面を確認いただきたい。公安委員会の許可を取っているダンスホールは全国でも140軒しかない。ダンスホールも基本的にはいわゆるペアダンスということで男女が一緒になって踊るものが規制の対象となっているものであり、ダンス教室はダンスホールとしての規制は受けない。目黒区はダンス教室はあるがダンスホールは確認していない。

委員 ダンス教室の規制変更もあったため併せてダンス教室も尋ねたが、一番聞きたかったことは4号営業のいわゆるペアダンスホールのことである。低照度で飲食物を提供し深夜営業しているいわゆる若い人の言葉で「クラブ」という営業形態の施設が目黒区内にもあるが、営業許可を正式に警察署に出していないものや手前付近を明るくして規制営業態にならないよう工夫しているものがある。今回の原案の地区計画の中には、4号営業に該当するダンスホールはないということによいか。

区 原案に含まれる6地区の地区計画の中には、旧風営法の第4号営業に該当するダンスホールは確認していない。

委員

地区計画のそれぞれの地元協議の状況はどうであったのか。

地区計画のないところは、風営法の規定がない。また、現行法での対応が可能とのことだが、深夜営業の弊害があると考えますが、実際どんな対応を行ってきているのか。

新たに建築可能となる地域が風営法の改正によって出てくることとなるが、今後新規に施設が設置された場合の地元協議などはどのように考えているか。

実態としてある規制、風営法改正の時も摘発されたり、警察が過度に取り締まりを強化していた。10ルクスは映画館の待ち時間の明るさとのことだが、照度を測るのは誰なのか。

住民が区との関係で弊害というかいざこざが生じないようにしていくため、区としてのかかわり方はどうなるのか。

区

住民対応のことだが、昨年7月以降、地元の協議会や協議会を引き継いでいる管理組合や商店街、町会などに職員が出向いて今回の風営法の改正の内容を説明した。それぞれの地区の事情や地区計画の考え方があり、地元意向の結果、今回の風営法の改正の内容でよいというところと引き続き規制をしたいというところがあった。

地区計画を掛けているところ以外の地域の対応だが、都市計画として区がかかわることができるのは、地区計画を掛けている地域である。通達に基づきそれぞれの地区計画内の規制をどう変えていくかという役割を持っている。したがって地区計画を掛けているところ以外は、風営法が公安委員会の所管の法律となるため、具体的な対応は警察署の対応となる。

新たに建築可能となる地域の協議については、風営法が公安委員会所管の法律となるため、基本は警察署の対応となる。地区計画にかかわる地域は、都市計画関連で区が対応することになる。

照度の確認方法についてだが、風営法の中の分類の部分で地区計画で除外される部分をどうするかという、明るい部分もしくはダンスホールという明るさにかかわらない営業形態が地区計画の中で区がかかわる部分で、照度が10ルクスを超える超えないということは、風営法規制上のこととなるため警察署が確認することになる。

委員

住民対応だが、住民自治が基本であるため、それぞれの地区の特徴がでたものと考えられる。丁寧に説明してきたとのことだが、去年の7月以降どのくらい丁寧にいったのか。何回行い何軒に入ったのか。その中で異なる意見の調整役は区が行ったのか。

地区計画以外の対応は公安委員会とのことだが、特定遊興飲食店営業は10ルクス超で深夜営業で3時・4時まで営業可能であり、しかも住宅地の一部も可能である。ここは変更のあった部分だが10ルクス超なのかどうなのか。深夜になると10ルクス以下

にしてしまうのか。全部警察の手に委ねられているから目黒区は関知していない。目黒区は地区計画を変更するだけでよいと考えているのか。

新たに住宅地に進出することになるであろうナイトクラブやダンスホールは、目黒区は権限がないため対応しないということか。

4号営業の店舗はないということだったが、1号営業、2号営業、3号営業の店舗数を確認したい。

区 地元対応だが、地元地区計画協議会がある地区は、各協議会の集まりの中で説明している。回数は1回でその時に合意に至ればそれで終了である。複数回説明した地区は若干ある。協議会がなくなっている目黒区環七沿道は、協議会構成メンバーであった各町会長9名に個別に説明に行っている。概ね意向の変更はなかった。

住宅地の進出の対応のことだが、資料1に「3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備」とあるが、風営法改正で3.(2)の「風俗環境保全協議会の設置」ということを定めており、「特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置」することとしている。これは、警察署長と特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民による協議会を設置して問題を解決しなさいと法律によって新たに定められたことになる。警察の所管であるが、夜間の住宅地の飲食店騒音などについて、警察と業者と地域住民とで話し合う場を作っていると聞いている。

区が対応できるのは、地区計画内では、建築確認時にすべて報告されるためその時に確認できる。また、一定規模の建築物は住環境整備条例等で建築の内容について確認できる。ただ建物が完成後に営業形態がどうなるかである。建築計画の段階で最初から営業形態が定まっていれば区で確認できる。

第1号営業、第2号営業、第3号営業の店舗数は、区では把握していない。

委員 資料3に風営法改正に伴う地区計画の規定整備変更ありは分かったが、変更なしの6地区については、どのような位置付けと考えればよいのか。

区 変更なしの地区については、用途制限の変更の必要がないため記載していない。自由通り沿道八雲地区は、用途地域の規制を最初から定めていないため風営法に関する用途制限がない。中目黒四丁目地区は、風俗営業というよりこの地域は旧第一種住居専用地域の用途に適合するものだけしか認められていないため、そもそも用途地域で風俗営業関連の施設建設ができない。祐天寺栄通り地区、目黒本町五丁目地区、西小山駅前地区、原町一丁目・洗足一丁目地区の4地区は、今回変更して大橋地区と同じような表現で最初から現在の制限と同じ表現をしているため、細かく条文の修正の必要がなかった。風営法改正の趣旨にそって問題ないとの地元の意見であったため、改正の必要がないもと

とした。

会長 ほかにご意見は。

委員 自由が丘南口地区は、ナイトクラブ・ダンスホールを現行規制のまま継続とのことだが、隣接他区の状況がどのようになっているかわかれば教えてほしい。

区 自由が丘南口地区に隣接するのは世田谷区であり、世田谷区が地区計画を作っていることは認識しているが、用途地域の制限に関する状況を把握していないため、風営法改正に伴いどのような規制を行っているか分からない。

委員 世田谷区との協議は行わないのか。隣接しているため一本道を隔てるとナイトクラブ・ダンスホールができるような隣接区同士で極端な違いが生じないように調整は行わないのか。

区 自由が丘南口地区については、現行規制を継続する内容で地区計画を変更することを世田谷区に伝えている。地区計画の変更の進捗状況は区によって異なるため、世田谷区がどのように規制するかは分からない。

委員 今回の地区計画の変更は規制緩和となるが、大橋地区と目黒区環七沿道の2つの地区は緩和されるが、深夜営業を行うクラブは規制されて深夜営業を行わないクラブは規制されない。ダンスホールは営業できるという理解でよいか。

区 大橋地区は、風営法規制対象外のナイトクラブとダンスホールを外したため原則営業可能であるが、大橋地区は再開発区域内でありその中に2棟の建物がある。建物自体の使い方を定めた管理規約がある。地区計画上はできるが建物の管理規約上営業はできないということは考えられる。

目黒区環七沿道は、第二種住居地域や第一種住居地域があるが、その中で特定遊興飲食店営業に当たるナイトクラブ等は営業できないが、それ以外の風営法規制対象外のナイトクラブとダンスホールは規制から外したため営業可能となる。ただ深夜営業に関しては別途東京都の条例で午前零時から日の出まで営業規制が掛かるため、実質営業はできないこととなる。

委員 大橋地区であれば都市計画上緩和になって、クラブの中でお酒をださない深夜営業を行わないダンスホールは営業可能だが、目黒区環七沿道は、深夜営業でなければお酒を

出しても営業可能ということか。

区 目黒区環七沿道は、都市計画上の許可が建築基準法的にできるかと言えば許可できるが、すべてが許可されるかと言えばそうではなく、面積要件で何平米以下という制限がある。また、別に警察が風営法の規定に基づく営業許可を行うことに対し、条例上の規制が掛かってくることになる。建物を建てる際の規制と営業を行う際の規制が掛かることになる。住宅地については、一定程度の規制が掛かることになる。

委員 目黒区環七沿道でもし営業したいということであれば、警察の許可が必要という理解でよいか。

区 風俗店営業ということではなく飲食店営業として警察の許可が必要となる。夜間12時過ぎまで営業するのであれば規制が掛かる場合がある。

委員 非常に説明が分かりづらい。資料の作り方を工夫してほしい。もともと規制している内容が各地区計画で違う。風営法第2条何項何号という項目も地区で違うのにその違いが分かるように説明しないと分かりづらい。例えば大橋地区であると現行規制が風営法第2条第1項及び第2条第5項から第10項と書いてある。上目黒区地区は規制しているところが異なり、風営法第2条第1項及び6項の2つだけしか規制していない。今回の緩和はどの条文に含まれるのさっぱり分からない。すべての地区計画が同じことを規制しているのであれば今の説明でよいが、各地区計画によって全部違うことを規定しているのに十把一絡げで説明されてしまうと分からない。

風営法の今回規制緩和になったのは何項なのか。

区 風営法で規制緩和になったところは、第2条の第1項と第3項である。第2条第1項が風俗営業の規定であったが、第1項第1号営業と第2号営業はそのまま風俗営業の規定として残る。今回の規制の見直しは第1項第3号営業と第4号営業であり、第4号営業のダンスホールはすべて風営法の規制対象から除外されている。第3号営業のナイトクラブ等のうち酒類提供の伴うものを第1項の風俗営業から外し、新たな規制施設として規定している第11項の特定遊興飲食店営業とすることとした。第3号営業の低照度でなく深夜営業しない飲食店営業又は低照度ではないが酒類の提供を伴わない飲食店営業と第4号営業のダンスホールは地区計画に指定されている地域以外では風営法の規制から外されている。地区計画内の地域も同様に規制対象外とするかしないかをそれぞれの地元協議会等に意見を聞き、法律改正どおりでよいという地区は規制から外している。資料3の備考欄に「風営法規制対象外のナイトクラブ・ダンスホールを除外」と記載し

ているが、ここが法律改正どおりでよいという地区である。上目黒一丁目地区等は地区計画地域以外では風営法の規制から外れるナイトクラブ・ダンスホールを引き続き規制することになった地区のため「ナイトクラブ・ダンスホールを継続規制」と記載している。

区 補足するが、旧風営法第2条第1項は第1号から第8号までである。第1号営業がキャバレー、第2号営業が待合・料理店・カフェ、第3号営業がナイトクラブ、第4号営業がダンスホール、第5号営業が喫茶店・バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより・・・、第6号営業が喫茶・バーその他設備を設け客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり・・・、第7号営業がまあじやん屋等、第8号営業がスロットマシン等と規定していた。第3号営業と第4号営業が改正された。特に特定遊興飲食業営業は、かなり複雑な内容であるため、都道府県で条例を規定して1年後施行となっており、今年6月に施行される予定である。第1号営業と第2号営業は昨年6月17日に即日施行されている。第4号営業のダンスホールも風営法の対象から外れるということで6月17日に即日施行されている。

第5号営業から第8号営業も各地区計画で規制をしていた地区もあったが、説明の際に省略していたため分かりづらかったものとする。もう少し細かい表があればよかったと反省する。建築基準法上で用途規制の見直しを行い、近隣商業地域でナイトクラブ・ダンスホールが規制されていたものが改正後建築可能となった。建築可能ということは、目黒区の近隣商業地域内はどこでも建築可能であるということである。ただ地区計画を定めている個別のエリアでは、地元住民と街づくりを考える上で今後規制をどうするかということを確認し、地区計画変更原案を取りまとめたところである。

会長 今回は報告だが、今後付議として議題となるまでには時間があるので不明な点は事務局まで問い合わせさせていただきたい。

委員 例えば目黒区環七沿道は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業はできない。第6項に規定する店舗型風俗特殊営業もできないとなっている。地区計画をそのまま直さないとダンスホールや特定遊興飲食店営業の規制が漏れてしまう。これを継続規制するために「新」のとおり改正することになったということでのよいのか。また目黒区環七沿道については継続規制しないということだから、風営法にないことは許可することか。改正後の第2条第1項各号は、改正前の第1号と第2号のみとなり、これは従来どおり規制対象のままとなる。(2)の風営法第2条第5項は、今回の風営法の改正と関係があるのか。

区 (2)の風営法第2条第5項は性風俗関連の建物で、昔は店舗型の性風俗の営業を行うものは、許可が必要であるため規制が掛かっていたが、その後店舗型以外にビデオとか電話を介しての性風俗の営業形態が出てきた。本来であるとそれぞれ風営法が改正されたその時点で地区計画も変更すべきであったが、変更されないままであった。今回風営法第2条第1項の改正の地元説明の際に当初の地区計画の趣旨である青少年の健全な育成ということからも第2条第5項も変更したほうがよいということになった。

委員 そういうことであれば、説明のあった風営法第2条第1項の改正に伴う変更とは違うものであり、そのことも一緒にしてしまっている。風営法第2条第1項の改正に伴う変更とは別にここも変更すると説明してもらわないと訳が分からなくなる。

区 説明が不十分で申し訳なかった。
整理すると、風営法の改正で風俗営業のカテゴリーが変わった。それに併せて地区計画の変更の有無を地元と協議した結果を今回報告している。もう1つは、風営法の中で性風俗の関連規定についても併せて地元意見を聞いたうえで引き続き規制を掛けることとなった。また特定遊興飲食店営業については、今回の改正で新たに規定されたため、地区計画上も新たに規定を追加したところである。

会長 ほかにご意見は。

会長 特定遊興飲食店営業については、今後条例で定めていくことになるが、新たな基準で規制することになるため、規制強化になる場合が考えられる。今後地元で混乱がないように対処願いたい。

区 特定遊興飲食店営業については、これから内容が決まってくる。規制強化ということになれば、具体的に地元の方々に説明し情報の共有化に努めたい。

会長 今回の法改正の趣旨は、国民の意識が変化して、風俗を害するものではなく健全な娯楽としての緩和である。逆に引き続き規制するとなると規制することの説明が必要となるのではないかと考える。

会長 ほかにご意見は。
なければ本日の都市計画審議会を終了したい。
事務局、今後の予定はあるか。

区 次回は年度が変わって平成28年度第1回都市計画審議会となる。開催日は、机上配
付したとおり4月20日水曜日午前10時から。

会長 これで平成27年度第6回通算253回となる目黒区都市計画審議会を閉会する。

以上は、会議の概要であることを証する。

(署名委員)
